

盛岡市地元酒等による乾杯の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地元酒等（市の区域内において製造され、又は市の区域内において生産された農産物を原材料とする清酒、焼酎、ビール、果実酒、リキュールその他の酒類及びジュースその他の清涼飲料水をいう。以下同じ。）による乾杯を推進することにより、地元酒等の普及の促進を図り、もって地場産業の振興に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、市民及び製造販売事業者と連携し、地元酒等による乾杯を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(製造販売事業者の役割)

第3条 製造販売事業者（地元酒等の製造又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）は、他の事業者及び市と連携し、地元酒等による乾杯を推進するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、地元酒等の普及の促進が地場産業の振興に寄与することを理解し、地元酒等を乾杯に用いるよう努めるものとする。

(個人の嗜好の尊重)

第5条 市、製造販売事業者及び市民は、地元酒等による乾杯の推進に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地元酒等による乾杯を推進することにより、地元酒等の普及の促進を図り、もって地場産業の振興に寄与しようとするものである。